

## 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 NPO 法人沖縄県学童・保育支援センター（以下「この法人」という。）はその設立目的に従い、沖縄県の今と未来の子どもと子育て世代のウィルビーングを実現するために必要とされる活動・支援・事業を実施し、沖縄県の子ども家庭福祉が抱える諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築を自治体及び支援現場と協同して目指していく重大な責務を負っていることを認識し、事業の運営に当たらなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 2 条 この法人の役職員は、全ての人の基本的人権を尊重し、出自、性別、年齢、障害、性格、行動その他いかなる理由によっても差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(社会的信用の維持)

第 3 条 この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第 4 条 この法人の役職員は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第 5 条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 6 条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第 7 条 この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 8 条 この法人の役職員は、反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 9 条 この法人の役職員は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 10 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連 携)

第 11 条 この法人は、自治体及び沖縄県内で子ども・子育て支援を行う団体、その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をとにもめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研 鑽)

第 12 条 この法人の役職員は、社会的課題や沖縄県内で子ども・子育て支援を行う団体の促進に関する情報収集及びその分析を行い、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、子ども・子育て支援の充実による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第 13 条 この法人は、倫理規定の遵守を確保するため、必要があるときは、理事会の決議に基づき倫理委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

2 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(倫理委員会の権能)

第 14 条 倫理委員会は、倫理上の問題について、その背景、影響、対応策等を審議し、問題の対応方針及び必要に応じて関係者の処分についての意見を付して、理事会へ報告するものとする。

2 倫理委員会の権能は、必要に応じて、関係者の意見聴取を行うことができるものとする。

3 倫理委員会の権能が、不利益処分を課すことを理事会へ報告する場合には、該当者の文書による弁明の機会又は意見陳述の機会を設けるものとする。

4 倫理委員会の審議結果は、委員の全会一致で決定するものとする。

(倫理委員会の開催)

第 15 条 倫理委員会は、委員長が召集して開催する。

2 倫理委員会の開催は、原則として全員の委員が出席して開催するものとする。

3 倫理委員会の開催は、委員が出席して開催することが困難な場合には、ZOOM等の電子媒体又は書面による審議により開催することができるものとする。

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議により理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。